

阿久根市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める
条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 16 日

阿久根市長 西 平 良 将

阿久根市規則第21号

阿久根市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定
める条例施行規則の一部を改正する規則

阿久根市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める
条例施行規則（平成27年阿久根市規則第12号）の一部を次のように改
正する。

別表備考 1 中「、第 5 条の 4 第 6 項」を削り、「第 5 条の 4 の 2 第
6 項」を「第 5 条の 4 第 5 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。